

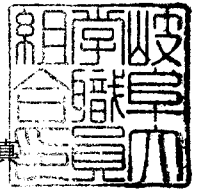
2009年8月4日

国立大学法人岐阜大学学長
森 秀樹 殿

団体交渉申し入れ書

岐阜大学職員組合
中央執行委員長

近藤 真



岐阜大学に働く職員の労働条件の向上と、教育・研究・医療の発展のために日頃より尽くされている貴殿の労に対して感謝申し上げます。

岐阜大学職員組合では下記の交渉事項に関して、速やかに団体交渉を申し入れます。誠意ある回答を期待します。

記

日時：2009年8月25日までの間
場所：学内

交渉事項

1. 法人化二期目の中期目標・中期計画の内容説明
2. 夏季ボーナス凍結および人事院の定例勧告への対応
3. 入試制度（とくに問題作成の制度の整備と組織の拡充）の是正について
4. 就業規則改変問題の際には過半数代表だけでなく、必ず組合への説明も実施を。
5. 2に関連して、大きく収入変化のある場合には、すべての教職員に対して説明責任を果たすためにも、すべての教職員対象の公聴会（せめて説明会）を実施すること。
6. 大学基金の教職員への割り当て金額の提示は、寄付行為の観点からも違法の可能性がある。しかるべき説明会他で強制寄付ではないことを明確にすること。
7. 事務職員の定年制延長問題
8. その他

◎個別的・具体的要求内容：

- (a) 組合員へのセクハラ問題における経緯と結果の説明
- (b) 医学部・病院における組合掲示板の設置の許可
- (c) 残った有給休暇の買い取りについて
- (d) 各学部における教員コマ数の公平化と最低基準の決定
- (e) 入試手当ての大幅増額（近隣私大との比較とセンター試験の基準以下の支給？）
- (f) 留学生30万人計画に関連した文科省への応募案件において、本人の了解なく文書作成が行われたことへの経緯と釈明。
- (g) 新入職員の任期制問題
- (h) 新任および中途採用職員に対するパワハラ問題
- (i) その他